

基本財産等財産管理運用規程

(定款第 53 条第 3 項、第 51 条)

制 定 平成 24 年 5 月 30 日

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人岐阜県山林協会の定款第 50 条第 3 項の規定に基づき、この法人の基本財産管理の方法に関する事項を定めるとともに、定款第 51 条に基づき、この法人の財産管理運用に関して定めるものであり、法令及び定款に定めのあるもののほかは、この規程の定めるところによる。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、この法人が保有する資産のうち固定資産（以下「財産」という。）について適用する。

2 前項の財産は、基本財産、特定資産及びその他固定資産に区分する。

3 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、次に掲げるものをもって構成する。

(1) この法人が公益社団法人への移行の登録をした日の前日の財産目録に基本財産として記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会において基本財産に繰り入れることを決議した財産。

(善管義務)

第 3 条 理事及び職員は、この法人の財産の管理について善良なる管理者の注意義務を払うとともに、法令及び定款に従い、忠実に職務を執行しなければならない。

(管理運用責任者)

第 4 条 財産の管理運用責任者は、会長とする。

2 会長は、専務理事又は事務局所管副会長に財産の管理事務を行わせることができる。

(台帳整理)

第 5 条 財産の管理については、第 2 条第 2 項の区分ごとに台帳を備え、その増減を記帳整理しなければならない。

2 財産管理責任者は、財産に移動があった都度又は月末に記帳整理し、常に財産整理の状況を把握しておかなければならない。

(財産目録)

第6条 財産管理責任者は、財産を記帳整理し、年度末に財産目録を作成しなければならない。

(理事会等への報告)

第7条 会長は、財産の管理状況について、年1回以上、理事会に報告しなければならない。

(財産の取得価格)

第8条 財産の取得価額は次によるものとする。

- (1) 製作又は建設したものは、直接原価及び付帯経費
- (2) 購入したものは、購入価格及び付帯経費
- (3) 無償で取得したものは、取得時の時価
- (4) 交換によるものは、交換提供物の帳簿価格

(有価証券)

第9条 有価証券は、次のいずれかの方法により、適正に管理するものとする。

- (1) 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、貸付信託の受益証券、その他確実な有価証券の取得
- (2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託
- (3) 銀行その他確実な金融機関への預貯金

2 有価証券は、証券保管振替機構において保管及び振替決済を行うものとする。

(現金預金の管理)

第10条 現金は、経理規程第25条に規定する小口現金を除き、銀行その他の金融機関への預金等の方法により、これを適正に管理するものとする。

(財産の処分・造成等)

第11条 基本財産を処分又は担保に提供する場合には、理事会において決議に加わることのできる理事の3分の2以上議決を得るとともに、総会の決議を経なければならない。

2 特定資産を取崩して費用に充てる場合及び増額積立を行う場合には、理事会の決議を経なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、特定資産のうち運営資金積立金を取崩し経費に充てる場合であって、その事業年度の収入をもって取崩した額と同額を再度積み立てる場合（以下「一時的取崩し」という。）は、会長の専決によって取崩することができる。

4 その他資産の処分については、理事会の決議によるものとする。

(委任)

第12条 この規程の運用に関し、管理運営要領等の定めを必要とする場合は、会長がこれを定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益社団法人岐阜県山林協会の設立登記の日（平成24年6月1日）から施行する。